

令和7年度
一般廃棄物処理実施計画書

令和7年4月1日

東白川村

令和7年度東白川村一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和61年東白川村条例第27号。以下「条例」という。）第2条の第1項の規定により、一般廃棄物処理計画を次のとおり定める。

令和7年4月1日

東白川村長 今井 俊郎

第1 基本方針

- （1）生活系一般廃棄物は、排出者が自ら処理できるものの他は、法及び条例の定めるところにより、東白川村が処理する。また、事業系一般廃棄物は、排出者が自ら処理できるものの他は、排出者が少ないため、東白川村が処理することができる。
- （2）ごみは、可燃物、不燃物、資源物、粗大に分別し、資源として再利用できるものを積極的に回収するよう努めるものとする。
- （3）火災に伴い発生する廃棄物（以下「火災ごみ」という。）及びボランティア清掃等により収集された廃棄物（以下「ボランティア清掃ごみ」という。）は、東白川村が定める生活系一般廃棄物に準じて処理する。

第2 計画区域

東白川村全域

第3 計画期間

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

第4 生活系一般廃棄物の処理計画

(1) ごみ

種 類		排 出 量 t／年	要処理量 t／年	収 集	
				処理主体	収集回数
可 燃 ご み		197	197	委 託	週2回
不燃物	金 物	9	9	委 託	年5回
	ガラス	7	7	委 託	年5回
資源物	カ ン	2	2	委 託	年5回
	ビ ン	11	11	委 託	年5回
粗 大	可 燃	12	12	委 託	年5回
	不 燃	3	3	委 託	年5回

(2) し尿

種 類	排 出 量 kl／年	要処理量 kl／年	収 集	
			処理主体	収集回数
し 尿	77	77	許可業者	随時
浄化槽汚泥	2,450	2,450	許可業者	年1回以上

(3) その他廃棄物

種 類	排 出 量 t／年	要処理量 t／年	収 集	
			処理主体	収集回数
ペットボトル	5	5	直 営	年6回
発泡トレイ	2	2	直 営	年6回
プラスチック	9	9	直 営	年6回
陶磁器類	7	7	直 営	年1回
蛍光管	0.3	0.3	直 営	年2回
廃乾電池	2	2	直 営	随時
小型家電	0.1	0.1	直 営	随時
食用廃油	1kl	1kl	直 営	随時
処理困難物	1	1	直 営	年1回

(4) 道路上で死亡した小動物死体

国道・県道上は可茂土木事務所が、村道上は東白川村が収集運搬し、可茂衛生施設利用組合の火葬施設（可茂聖苑）において焼却する。

(5) 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた事業系ごみは、可能な限り再資源化に努め、ごみとして排出する時は、事業者の責任において適正に処理するものとする。

ささゆりクリーンパークにおいて業務の提供を受けようとする事業者は、自ら直接搬入するか、許可業者に業務委託するかのいずれかの方法で運搬すること。

ただし、排出量が少ない場合は、東白川村が収集運搬することが出来るものとする。

(6) 一般廃棄物処理業者一覧表

(ご み)

区 分	業務内容	業 者 名	代 表 者	住 所	電 話
許 可 委 託	収集運搬 不燃物	(株)橋本	橋本和彦	可児市下恵土 一丁目39	0574- 63-1111

(粗 大)

区 分	業務内容	業 者 名	代 表 者	住 所	電 話
許 可 委 託	収集運搬 不燃物	(株)橋本	橋本和彦	可児市下恵土 一丁目39	0574- 63-1111
許 可	収集運搬	小森産業(株)	小森尚美	美濃加茂市深 田町1-4-16	0574- 54-1283

(7) 法第7条の許可については、同条第2項第2号の規定に適合するか否かの判断は、この計画における基本方針及び既存許可業者の能力と一般廃棄物ごとの要処理量を勘案して判断することになる。

(8) 具体的な収集作業計画等については、この処理計画とは別に定めること。

(9) 回収品目、回収日、回収箇所等については、別紙1「ごみ収集カレンダー」のとおりとする。

令和7年度 東白川村一般廃棄物（生活排水）処理実施計画

(1) 種類ごとの年間ごみ排出量の見込み及び処理主体

発生量及び処理量の見込み

区 分	量の見込み	令和5年度実績
し尿	77kℓ	77kℓ
浄化槽汚泥	2,450kℓ	2,434kℓ
農集排施設汚泥	—	—
合 計	2,527kℓ	2,511kℓ

一般廃棄物の処理主体

種 類	処理区分	処 理 主 体	
		収集・運搬	処 分
し尿	し尿処理	(有)岐東衛生社	緑ヶ丘クリーンセンター
浄化槽汚泥		(有)岐東衛生社	緑ヶ丘クリーンセンター
農集排施設汚泥		—	—

(2) 処理計画

① 生活排水の処理計画

処理の方法	処 理 区 域	処 理 人 口
コミュニティ・プラント		0人
合併処理浄化槽	東白川村全域	1,789人
下水道		0人
農業集落排水施設		0人
汚泥再生処理センター		0人
合 計		1,789人

② し尿・汚泥の処理計画

ア. 排出抑制・再資源化計画

ア) 再資源化の方法及び量

種 類			量の見込み (t/年)	処理方法
中間 処理	し尿処理施設	汚 泥	0	—
	可燃ごみ処理施設	溶融スラグ	0	—

※ 汚泥濃縮車を導入し、汚泥量の減量を図る。

イ) 関連施設の概要

該当なし

イ. 収集・運搬計画

ア) 収集区域の範囲

東白川村全域

イ) 収集・運搬する廃棄物の量の見込み、回数、方法など

種 類	収集運搬量	収集区域	収集回数	収 集 方 法
し 尿	77 kℓ	東白川村 全 域	随時、別紙2「 し尿汲取り日 程表」による。	バキューム式 収集運搬車及 び汚泥濃縮車 による戸別方 式
浄化槽汚泥	2,450 kℓ		年1回以上	
農業用集落排水 処理施設汚泥	0 kℓ	—	—	—

ウ) 中継施設の概要

該当なし

ウ. 中間処理計画

ア) 処理施設の概要

該当なし

イ) 搬入される廃棄物の搬入業者別の内訳表

該当なし

ウ) 残渣の量及び処理方法

該当なし

エ. 最終処分計画

ア) 最終処分場の概要

該当なし

イ) 搬入される廃棄物の搬入業者別の内訳量及び年間埋立量(覆土量含む)

該当なし

③ その他

住民に対する広報・啓蒙活動

- ・浄化槽設置者の3つの義務(法定検査・保守点検・清掃)を住民に周知、徹底する。

(3) 一般廃棄物処理業者(生活排水)一覧表

(し尿)

区 分	業務内容	業 者 名	代 表 者	住 所	電 話
許 可	収集運搬	(有)岐東衛生社	廣瀬将人	川辺町上川辺 390	0574- 53-2073

(浄化槽)

区 分	業務内容	業 者 名	代 表 者	住 所	電 話
許 可	収集運搬	(有)岐東衛生社	廣瀬将人	川辺町上川辺 390	0574- 53-2073

(4) 収集区域及び使用車両

①し尿収集区域

許可業者名	収集区域
(有)岐東衛生社	東白川村全域

※使用車両

バキューム車 3 t 1 台、4 t 4 台、10 t 3 台

②浄化槽汚泥収集区域

許可業者名	収集区域
(有)岐東衛生社	東白川村全域

※使用車両

バキューム車 3 t 1 台、4 t 4 台、10 t 3 台

③農集排施設汚泥収集区域

許可業者名	収集区域
該当なし	該当なし

【法令及び条例】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、厚生省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めなくてはならない。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及び実施する者に関する基本的な事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当っては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(処理計画)

第2条 村長は、廃掃法第6条第1項の規定による一般廃棄物の処理計画を定め、毎年度初めに告示するものとする。

2 前項の処理計画には、一般廃棄物の収集運搬及び処分の方法、その他一般廃棄物処理に関する基本事項を定めるものとする。

3 第1項の規定により告示した処理計画に重要な変更を加えるものは、その都度告示するものとする。